

たむら市民大学たまり Q&A 【教員編】

(2025年2月更新)

Q 1 一般の大学と何が違うのですか？

A 1 たむら市民大学「たまり」(以下、市民大学)は、学校教育法上の大学ではありません。したがって、正式な学位や資格を取得することはできません。本市民大学は、市民が主体となって相互に学びあい、教えあい、高めあうことで田村市のまちづくり、人づくりに貢献することを目的としています。

Q 2 教員になるための要件はありますか？

A 2 免許や資格は必要ありません。教員としての経験がなくても結構です。市民大学では講座の運営を教員自身で行っていただきます。会場準備、教材準備、出欠確認や会場片付けなどです。事務局や学生と協力して講座づくりをして下さる方であればどなたでも教員になっていただけます。

Q 3 どんな講座づくりをしたらいいですか？

A 3 講座のジャンルに指定はありません。教員ご自身の知識や技術を生かし、学生と共に学び合う講座としてください。

また、事前に「教員向け講習会」を受けていただきますので、講座づくりの参考としてください。

Q 4 教員向け講習会とはなんですか？

A 4 教員を希望される方を対象に、講座運営の基本、講座の組み立て方などの講習会を行います。市民大学では、運営を教員自身で行っていただきます。今まで教員経験がない場合でも安心して教員となれるようサポートします。

Q 5 複数の講座を開設することはできますか？

A 5 複数講座の開設はできます。同じ分野でも、初級・上級などでレベル分けした講座開設も可能です。

Q 6 座学以外の講座は可能ですか？

A 6 可能です。スポーツ、課外学習や園芸など、幅広い内容の講座を開設することができます。

Q 7 1回だけの講座は開設できますか？

A 7 原則、1期1講座5回コースまたは10回コースのいずれかです。前期(4月～9月)、後期(10月～翌年3月)とし、前期及び後期をそれぞれ1期とします。

Q 8 講座の開催間隔は教員が決められますか？

A 8 教員の方に決めていただきます。例えば月1回×5カ月、毎週1回×10週など、講座の内容にあわせて設定ください。

Q 9 手数料などの費用は発生しますか？

A 9 事務費を市民大学に支払っていただきます。これは、学生の募集や通知などの事務に要する費用で、5回コース・10回コースともに1,000円（1期あたり）です。

Q10 謝礼はありますか？

A10 5,000円に講座回数に乗じた額をお支払いします。

例) 5回コースの講座を行った場合 5,000円×5回=25,000円
ここから「源泉徴収税」「事務費」を差引した額をお支払いします。

Q10 講座の運営は教員が行うとありますが、具体的に何をやるのですか？

A10 教員自身で以下のことを行っていただきます。

- ① 出欠席のチェック（単位の認定に関わります）
- ② 講座開催に必要な会場設営準備・片付け、忘れ物の確認
- ③ 講座開催に伴う教材・資料等の準備
- ④ 授業料以外の教材費（学生実費負担）の徴収
- ⑤ その他講座を開催、運営するうえで必要なこと

Q11 定員に満たない場合はどうなりますか？

A11 講座の申込者が10人に達しない場合は開講できません。ただし、講座内容や将来性などを検討し、学長が認めた場合は10人未満でも開設できます。

Q12 学生に宿題を出すことはできますか？

A12 講座内容をより理解するために必要で、学生に負担にならない範囲であれば問題ありません。

Q13 会場の使用料は発生しますか？

A13 基本的に市の公共施設を使用するため、使用料は発生しません(減免)。なお、民間等の施設でないと開催できない場合は、個別にご相談ください。

Q14 講座がすでにスタートしていますが、途中から学生として参加してもらうことは可能ですか？

A14 可能です。ただし、5回または10回分の授業料を支払っていただく必要があります。

Q もっと詳しく知りたいです。いつ、どこに相談すればいいですか？

A たむら市民大学「たまり」事務局は田村市教育委員会生涯学習課にありますので、市役所の開庁時間（平日 8：15～17：15）にご相談ください。

〒963-4393

田村市船引町船引字畑添 76-2

田村市教育委員会生涯学習課内 たむら市民大学たまり事務局

電 話：0247-81-1215 F A X：0247-81-1228

メール：shogai@city.tamura.lg.jp